



【高等教育の修学支援新制度の改正】

多子世帯の学生の授業料が自動的に減免されるわけではありませんので、注意してください。

令和7年度からの多子世帯に対する大学等の授業料等無償化

令和7年度から、子供を3人以上同時に扶養している間、所得制限なく、国が定める一定の額まで大学等の授業料・入学金が無償化されます。
(令和7年4月に入学する方・令和7年4月時点で前年度から在学中の方のいずれも対象となります。)

注意 現行の修学支援新制度と同様に、授業料と入学金のみが対象です。上限を超えた授業料及び教育充実費、諸費納入のご負担があります。

※今回改正される部分を赤字で記載

条件等 (年収目安)	支援区分 (1子・2子世帯)	支援額		支援区分 (多子世帯)	支援額	
		給付型奨学金	授業料等減免		給付型奨学金	授業料等減免
非課税世帯 (～270万円)	第Ⅰ区分	(上限額) 90万円/年	納付すべき授業料(※1)に応じて 370,000～700,000円	第Ⅰ区分 (多子世帯)	(上限額) 90万円/年	納付すべき授業料(※1)に応じて 370,000～700,000円
準非課税世帯 (270万円～300万円)	第Ⅱ区分	(2/3) 60万円/年	納付すべき授業料(※1)に応じて 246,700～466,700円	第Ⅱ区分 (多子世帯)	(2/3) 60万円/年	
準非課税世帯 (300万円～380万円)	第Ⅲ区分	(1/3) 30万円/年	納付すべき授業料(※1)に応じて 123,400～233,400円	第Ⅲ区分 (多子世帯)	(1/3) 30万円/年	
中間層 (380万円～600万円) かつ多子世帯	—	—	—	第Ⅳ区分 (多子世帯)	(1/4) 22万円/年	
中間層以上 (600万円～) かつ多子世帯	—	—	—	多子世帯	—	

(※1) 納付すべき授業料の金額については、本紙と同封している「学費・その他納入金について」通知文を確認してください。

本学庶務課から保証人住所宛に年2回(7月頃及び2月頃)お知らせしています。

★給付型奨学金の金額は、自宅外通学の場合で例示しています。

★「支援額」欄のうち、**水色の欄は資産要件の上限額5,000万円未満**、**黄色の欄は3億円未満**。

※資産に該当するものの範囲(現金、預貯金、有価証券、投資信託、貴金属等)

あくまで現時点での情報であり、内容など追加・変更となる可能性があります。

高校在学時に修学支援新制度を申込み、選考結果が不採用となった場合も、支援対象となる可能性があります。詳細は、2025年4月5日(土)に実施する「<新規>修学支援新制度(減免+給付)募集説明会」で案内しますので、申込みを希望する場合は必ず参加してください。



多子世帯の支援(扶養している子供が3人)の考え方は裏面をご確認ください。

大阪商業大学 学生支援課

TEL 06-6782-2297

高等教育の修学支援新制度を受けるには、申込みが必要です。学生本人が必ず募集説明会に参加してください。

【多子世帯の要件(支援対象者)について】

問3-1 「多子世帯」とは、どういう意味ですか。

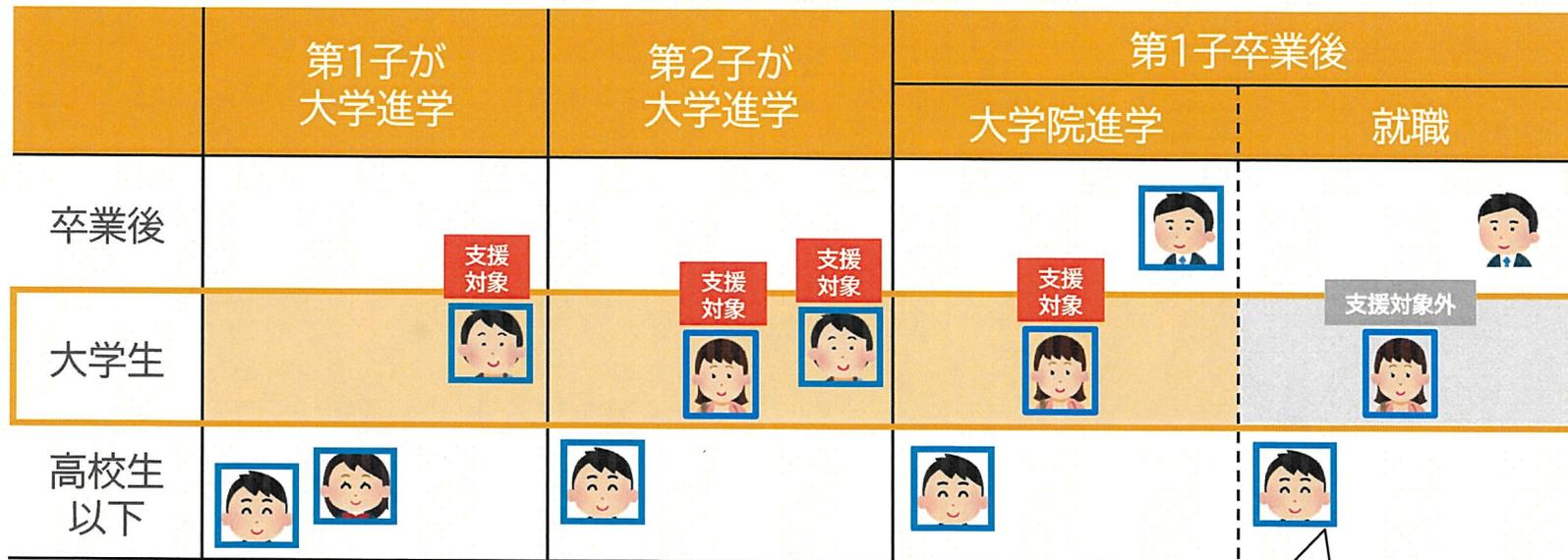
⇒ 「高等教育の修学支援新制度」における「多子世帯」とは、扶養する子供が3人以上の世帯です。(本制度における「扶養」とは、家族や親族から経済的な支援を受けることであり、自治体へ納税する際に扶養する人数としてカウントされている方です。)

問3-2 「多子世帯」であれば、子供全員が対象となりますか。

⇒ 子供を3人以上同時に扶養している間に、大学等に在学している子供は全員対象となります。例えば、子供を3人同時に扶養している間に、2人同時に大学等に在学している場合は、2人とも対象となります。

なお、第1子が卒業等により扶養から外れ、扶養する子供の数が2人となった場合は、本制度における「多子世帯」ではなくなるため、多子世帯としての支援は終了します。

支援対象 = 扶養する子供が3人以上 かつ 大学等に通っている場合



※ は扶養する子供

第1子が扶養から外れた場合、第2・第3子は支援対象外に
※現行制度における世帯年収に応じた支援は受けられる可能性があります。